

村民相談室



消費税率は8パーセント？10パーセント？ 商品や店内の表示をよく確認しましょう

【問い合わせ】消費生活センター(村民相談室内 ☎287-0858)

消費税率が10パーセントとなりましたが、飲食料
品と新聞(週2回以上発行するものに限る)は軽減税
率が適用され、消費税率が8パーセントのまま据え
置かれます。軽減税率は、同じ商
品でも適用される場合とそうでな
い場合があります、分かりにくいこと
があるため、注意が必要です。



【軽減税率の対象は「食品」です】

軽減税率の対象となる品目は、**食品表示法に規
定する食品、人が飲食するもの**です。医薬品や医
薬部外品、再生医療等製品、酒税法に規定する酒
類は、対象となりません。

【これらは軽減税率の対象となるの?】

▽**みりん**…アルコール度数が1度未満のもの(みり
ん風調味料等)は酒類に該当しないため、税率は
8パーセントですが、酒類に該当するもの(本み
りん等)の税率は10パーセントです。

▽**ペットフード**…人が飲食するものではないので、
税率は10パーセントです。

▽**栄養ドリンク**…清涼飲料水の税率は8パーセン
トですが、医薬品、医薬部外品の税率は10パー

セントです。

▽**玩具付き菓子**…玩具とお菓子の割合によって税
率が変わりますので、表示を確認してください。

【店内飲食は10パーセントです!】

レストラン等での外食の税率は10パーセント、
テイクアウトや宅配等は8パーセントです。ファス
トフードやコンビニの場合、**買ったものを持ち帰れ
ば8パーセントですが、店内やイートインコーナー
で食べれば10パーセント**となるため、注意が必要
です。

【税別? 税込み? 表示価格に注意しましょう】

持ち帰りや店内飲食の価格の表示は、店によっ
て異なります。店内の表示を確認しましょう。

▽税別価格のみを表示

例)ハンバーガー 300円(税別) ※店内飲食とテイク
アウトで税率が異なります。

▽両方の消費税を表示

例)ハンバーガー 300円(30円(税・店内飲食) / 24円(税・テイクアウト))

▽片方の消費税のみを表示

例)ハンバーガー 300円 + 24円(税) ※店内飲食の
場合、消費税額が異なります。

■問い合わせ

日本年金機構水戸北年金事務所(☎231局2283)

除額と合算してください。

整等の際に家族分の証明書も添付して、本人の社会保
険料額と合算してください。

■扶養家族分の納付額も控除対象となります

家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付額が、
納付した方の所得税等の控除対象となります。年末調
整等の際に家族分の証明書も添付して、本人の社会保
険料額と合算してください。

控除を受けるには、年末調整や確定申告の際に、納
付を証明する書類(控除証明書や領収書等)を添付する
必要があります。

1日〜12月31日に納付した社会保
険料の金額です。
所得控除で、申告できるのは1月
きを含む)したときに受けられる
除(国民年金・厚生年金・国民健康保
険・健康保険等)を納付(給与天引
控除を受けるには、年末調整や確定申告の際に、納
付を証明する書類(控除証明書や領収書等)を添付する
必要があります。

申告の際は、
必要な書類を
忘れずに!



■支払った全額が所得控除の対象となります

国民年金保険料は、納付した全
額が所得税、村・県民税の社会保
険料控除の対象となります。

また、10月以降に今年初めて国民年金保険料を納付
する方には、令和2年2月に、同様の証明書が送付さ
れます。証明書は大切に保管し、年末調整や申告の際
に使用してください。

「社会保険料控除証明書」は11月に送付されます
1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社
会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、日本年金機
構から11月初旬頃に送付されます。

「国民年金保険料」は社会
保険料控除の対象です

だより
「国民年金保険料」は社会
保険料控除の対象です

